

【お詫び・訂正】

情報 A 2016 年 4 月号 p.28 に掲載した「EPA TSCA 化学品データ報告 (CDR) 規則 2016 年報告に関するファクトシートを公表」の記事で、一部不適切な訳文を掲載しておりました。ここにお詫びして以下のとおり該当記事を訂正いたします。

☆EPA TSCA 化学品データ報告 (CDR) 規則 2016 年報告に関するファクトシートを公表

頁	行	正
29	11	TSCA に基づき、製造は輸入を含む
29	16~28	(1)あらゆる化学物質又は混合物若しくはアーティクルの一部としてのあらゆる化学物質を合衆国 の関税領域に輸入する者をいい、以下を含む： (i)取引物品に関する税金を本来支払う義務のある者、又は (ii)その者に代わって権限を与えられた代理人 (2)輸入業者は適切な者として、以下も含む： (i)荷受人 (consignee) (ii)登録輸入業者 (importer of record) (iii)実際の荷主の申告及び変更保証金が 19 CFR 141.20 に従って提出されている場合は、その実 際の荷主。 (iv)保税倉庫の取引物品を引き取る権利が 19 CFR part 144 の subpart C に従って譲渡されてい る場合は、譲受人 (transferee)。(40 CFR 711.3 によって言及される 40 CFR 704.3) (3)この定義の目的のために、合衆国の関税領域は 50 州、プエルトリコ及びコロンビア特別区から 構成される。
30	27~28	・輸入業者は、報告当事者が全ての輸入業者に代わって、CDR 提出を完成したことを、その当事 者が他の輸入業者に証明することを自身の間で取り決める希望を得る。
31	32~33	・輸入された物質に対して、通関手続地から顧客サイトへ直接輸送されるよう輸入業者が手配する 場合、輸入業者は、その化学物質が輸入業者のサイトに物理的に存在しなかったことを報告する。
38	18~20	・そのアーティクル中に含まれる物質が、バルクで分けて（例えば、50 ガロンのドラムで）輸入 された場合、その物質は、それ自身アーティクルにならないであろうが、その物質は、これらの 事例では全体としての輸入されるアーティクルの一部分とみなされる。